

令和3年度第1回長野県契約審議会議事録（Web会議）

日 時 令和3年6月3日（木）
13時30分～15時20分
場 所 本館棟3階特別会議室（事務局）

1 開 会

○小野企画幹

皆様、お疲れさまです。定刻となりましたので、開始したいと思います。

本日は、大変お忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。ただいまから、令和3年度第1回長野県契約審議会を開催いたします。

私は、本日の司会を務めます会計局契約・検査課の小野と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、お手元の次第に従いまして進行してまいります。

本日は10名の委員の皆様にご出席いただき、長野県契約審議会規則第4条第2項の規定による過半数の定足数を満たし、会議が成立していることを、まずは御報告いたします。

また、この会議は公開での審議となります。会議録は後日、県のホームページにて公開となりますので、あらかじめお知らせします。

なお、本日の会議の終了時刻につきましては、おおむね3時30分頃を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

ここで報道機関の皆様、傍聴の皆様にお願いが1点ございます。本日の資料は、今後の検討によりまして修正される可能性がございますので、この点十分お含みいただきまして、御留意いただきますようお願い申し上げます。

2 あいさつ

○小野企画幹

それでは、始めに県を代表いたしまして、会計管理者兼会計局長の鈴木英昭から御挨拶申し上げます。

○鈴木会計管理者兼会計局長

皆さん、こんにちは。本年4月から会計管理者兼会計局長を務めております、鈴木英昭でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

碓井会長様はじめ、委員の皆様方には大変お忙しい中、御出席を賜りまして誠にありがとうございます。本来であれば、皆様お一人お一人と直接お会いをしまして御挨拶を申し上げるところでございますけれども、オンラインでの開催ということで、御容赦をいただければと存じます。

さて、当審議会につきましては、新型コロナウイルス感染症の関係で、昨年来、書面審議やウェブでの開催となっておりますけれども、委員の皆様方には、契約に関する様々な案件につきまして、熱心に御審議をいただきましてまいりましたことに、心より感謝申し上げます。

おかげさまで、長野県の契約に関する条例に基づく取組方針につきましては、全 91 項目中、これまでに 89 の項目につきまして取組を進めている状況でございます。本日もこの後、取組方針の変更や入札参加資格の見直しなどにつきまして御審議をいただくわけでございますけれども、委員の皆様方には、専門的な知見やこれまでの経験を踏まえまして、忌憚のない御意見を頂戴できればと思っております。

条例の基本理念にありますように、県の契約を適正で総合的に優れた内容のものとするため、委員の皆様には引き続きの御理解と御支援を賜りますようお願い申し上げまして、簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願ひいたします。

3 会議事項

(1) 審議事項

ア 前回審議会の主な意見

○小野企画幹

それでは、会議事項に入ります。

議長につきましては、長野県契約審議会規則第 4 条第 1 項の規定により、会長が務めることとなっております。

それでは、碓井会長、よろしくお願ひいたします。

○碓井会長

碓井でございます。対面であれば、本来のこの会議の開始前に皆様に御挨拶ができたり、今年度は大変事務局のほうも大きな異動があったようでございまして、本当は対面で御挨拶をさせていただきたいところですが、このオンラインで御勘弁願ひします。

それでは、早速中身に入らせていただきます。3の(1)審議事項のア「前回審議会の主な意見」につきまして、事務局から、御説明をお願ひいたします。

○事務局

資料 1 ページをお願ひいたします。

前回令和 2 年度第 4 回契約審議会の主な意見を要約して整理させていただいた資料でございます。内容は記載のとおりです。

表の右側にあります事務局の対応案のうち、前回審議会事務局から説明に補足を加えた部分を網掛けしてございます。

この表の中での取組方針の変更素案におきまして、湯本委員からいただきました取組方針 75 番に関し、賃金水準に対する新型コロナウイルス感染症の影響の有無はあったのか、ま

た、建設現場で働く労働者の賃金にかかる実態調査を行う必要があるのではないかとの御意見につきまして、右の網掛けの部分をご覧いただきたいと思ひます。

前回2月4日に行われました契約審議会におきましては、新型コロナウイルス感染症での賃金の影響につきまして、3月1日に公表されます「公共設計労務費単価」の状況によると回答させていただきました。その時点では、県の工事で中止等はなかったものですから、新型コロナウイルスに関連する影響はないものと御回答させていただきましたが、その後ここに記載のありますとおり、公共設計労務費単価が示されまして、全51種の平均単価で対前年比県では1.3%の伸び率、全国では1.2%の伸び率となったものの、51職種の単価のうち、県では約3割、全国では約4割の職種の単価が前年度を下回った状態でございまして、新型コロナウイルス感染症の影響で、一時的に賃金支払いが抑制されている可能性が懸念されているということでございます。

このことから、国は、前年度を下回った職種の単価は、前年度に据え置く特例措置を実施したところでございます。建設現場の労働賃金水準につきましては、標準見積書の活用や、建設キャリアアップシステムの活用促進など、処遇改善に向けた施策が浸透することによりまして、賃金向上につながると考えております。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響で、賃金の水準低下も懸念されますことから、その調査等の動向を注視した上で、必要に応じまして、県でも賃金実態調査を検討してまいります。その賃金実態調査を行う場合ですが、受注者・発注者の事務負担とならないような方法を併せて検討していきたいと考えております。

説明は以上でございます。

○碓井会長

どうもありがとうございました。

いつもですと、前回審議会の主な意見というのは、皆様に確認をしていただくという趣旨で御質問等を伺うということになっておりますが、今回は、網掛けの部分にありますように、前回審議会のとき以降に判明した事柄で、下の「注」にありますように、補足がなされております。

この資料は今日初めて出るものでありますので、これが県民の皆様の目にも触れるということで、むしろ現状でどのような状況にあるかということを書いてほしいという事務局の御判断で、網掛けのような記載がなされている次第です。

そこで湯本委員、前回御質問があったわけですが、いかがでしょうか。

○湯本委員

丁寧な回答ありがとうございました。1点追加質問と申しますか、お伺いしたいと思ひますが、回答の中に、「一時的に賃金支払いが抑制されている可能性が懸念されている」ということがあるのですが、今のコロナ禍で、経済対策の一環で雇用調整助成金の制度についても、長野県内でも7,300者以上が対象となっていると。1事業者当たり平均926万円ぐらいというのを聞いているのですが、ちなみに建設業の関係については、どの程度活用され、また他産業と比較して、取り残されていることがないということを確認したいと思ひますのですけれども、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○碓井会長

今日は担当の部局の方はいらっしゃるのでしょうか。事務局からお願いできますか。

○事務局

雇用調整助成金の産業別の支給決定の件数の多い順では、製造業、卸売・小売業、飲食業、宿泊業、生活関連サービス業、旅客・運送業、その他というふうに分類されておりまして、建設業はその他のところに位置づけられております。建設業の活用事業者の件数等を問い合せてみたのですが、詳細が分かりませんでした。

県工事におきましては、継続して事業を実施しておりましたので、収入減につながる影響はないと理解しているところでございます。

○碓井会長

湯本委員、大丈夫ですか。

○湯本委員

可能であれば、引き続き調査をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○碓井会長

木下委員、これは何か事実上の情報は入っておりませんか、雇用調整助成金で。

○木下委員

今のところ、特にコロナの影響で経営不振ということは、県内企業につきましては報告は受けておりません。ただ、一昨日の「日経コンストラクション」の記事で、帝国データバンクの調査では、建設工事業のコロナ関連の倒産件数が、飲食店に続いて2番目に多いという報告がありました。都市部かと思いますが、主に飲食店等の改装等を請け負っている内装業、それから電気工事業、こういった中小の専門工事業者で倒産件数が多い、飲食業に次いで第2位といった、そういった影響が田舎の信州のほうにも出てこなければいいかなと思っておりますが、現時点では、長野県内では特にそういう報告はございません。

○碓井会長

どうもありがとうございました。

それでは、この項目は確認を終えたということで、あとはいつものとおり、前回の審議会での御発言内容等が誤りなく記載されているかどうかという趣旨で御確認をいただければと思いますが、いかがでしょうか。御発言がありましたらお願いします。よろしいですか。

それでは、これは皆様に御了解いただいたということにさせていただきます。どうもありがとうございました。

イ 取組方針の変更（案）

○碓井会長

続きまして、審議事項のイ「取組方針の変更（案）」について、事務局から御説明をお願いいたします。

○事務局

資料の2、2ページを御覧ください。取組方針の変更案でございます。こちらは、2月のときに素案というかたちで審議をしていただいたものでございます。このページについては、内容は変えてございません。

1「趣旨」ですが、長野県が重点目標に掲げているSDGs、ゼロカーボンなど、新たな視点に基づいた取組項目を追加するなどの変更を行うものでございます。

2「今回の変更にあたっての考え方」です。こちらに（1）～（4）まで記載がございます。この内容につきましては、次ページから順に説明をいたします。

3「スケジュール」でございます。前回、素案の審議をいただきました。その後、関係部局等との調整を経まして、今回6月に変更案の審議をいただきたいというものでございます。この審議を経まして、よろしければ取組方針の変更という手続に進む予定でございます。2ページは以上になります。

次に3ページをお願いします。（1）「基本理念の基本事項を変更」になります。こちらでも前回提案のとおりでございます。基本理念の3「契約内容への配慮」の中の中項目になります。中ほど「SDGsなどを踏まえた」という文言を追加しまして、「持続可能で活力ある地域社会の実現に資することを旨とする」という文章に変更をしたいというものでございます。

それからその下、基本理念の4「事業者の社会貢献活動への配慮」の中で、小項目の②「環境に配慮した事業活動を行っていること」を、具体的な文言を取り込みまして、「ゼロカーボンなど環境に配慮した事業活動を行っていること」と変更をしたいと思っております。

以下③から⑤については、現行の記載どおりでございます。3ページは以上になります。

それでは、4ページをお願いいたします。（2）「取組方針の実施状況の整理」でございます。R2年度までは、取組方針につきまして2種類に整理をしておりました。□（四角）の「既に実施している取組」と、○（丸）の「今後、検討を進める取組」の2種類でございます。R2年度時点、昨年度時点で、取組項目が91ございました。これが□の「既に実施している取組」が71、○の「今後、検討を進める取組」が20と、このような仕分けとなつてございました。これを整理をし直ささせていただきたいというのが内容でございます。

これを3種類に、□の「既に実施している取組」と、○の「着手しているが更に検討を要する取組」と、△（三角）の「今後、検討を進める取組」という三つの種類に整理をし直したいというものでございます。

ちなみに、R2年度時点の91項目につきまして仕分けたものが、下の表の上段になります。□の実施済みが73、着手済みが16、△の未着手が2という仕分けになります。これを、今回提案する項目等を加えまして、今回新たに最新でこの仕分けに変えたいというのが一番下の段、今回変更の欄でございます。取組項目が96に増えまして、□の「既に実施して

いる取組」が79、○の「着手しているが更に検討を要する取組」が13、△の「今後、検討を進める取組」が4と、このような仕分けとなります。

この変更の内容につきましては、この資料の下、(3)(4)のほうに個別に記載してございますが、この内容につきましては、その次の5ページ以降の対比表で説明をさせていただきますと思います。

5ページを御覧ください。こちらのページが変更後で□「既に実施している取組」に変更したい項目を表としてまとめてございます。なお、変更するものみの記載となります。

まず一番上、取組番号の16番でございます。「建設工事等及び建設工事等に係る委託において、低入札価格調査制度における適切な調査基準価格及び失格基準価格を研究する」という内容です。こちらについては、平成26年に審議会発足以降、毎年のように審議をしていただいたものでございます。近年になってだいぶ落ち着いてきたということもございまして、「既に実施している取組」という整理にしたいという内容でございます。

ただ、今後も、必要に応じて変更するような変化があれば、また、審議には付していきたいと考えてございます。

その下の17番、これは元々削除してあった項目でございます。内容的には契約後確認調査の調査基準というものの研究ということですが、これについては、上の16番の低入札価格調査の実施のほうに内容を移しまして、R2年にこの内容については削除済みのものです。これが、実施状況が○のまま残っておりまして、今回□に修正をしたいという内容でございます。

次はその下の取組番号43番です。「県の契約において、『信州リサイクル製品認定制度』の普及拡大に併せ、信州リサイクル製品の利用促進を検討する」というものです。こちらにつきましては、信州リサイクル製品の利用は、積極的に現在実施をしておりますので、「既に実施している取組」という仕分けとしたいと考えております。

続いて、53番です。これは元々□「既に実施している取組」ですけれども、この「地域貢献等を基本要件とする受注希望型競争入札」につきましては、令和元年の8月から、総合評価落札方式（地域貢献等簡易型）というものに移行して実施をしております。ですので、今回は内容を削除したいという内容でございます。

続きまして、55番です。「製造の請負、物件の買入れ及び『その他契約』において、地域要件等の設定方法について検討する」というものでございますが、WTO案件を除いてになりますが、既に県内本支店などの地域要件を設定しておりまして、個々の案件について必要に応じて設定をしているという状況でございますので、「既に実施している取組」という整理にしたいということでございます。

続きまして、取組番号75番です。「建設工事において、労働賃金の支払の実態を検証しつつ、適正な労働賃金の支払を評価する総合評価落札方式等を試行する」という内容でございます。こちらは、平成28年から令和元年度までの間試行を実施しました。その結果を、令和元年度の第2回のこの審議会において報告しまして、試行については終了という仕分けとなっておりますので、今回この75番については□という整理です。

ただし、今後は試行ということではなくて、実施していくということで、その内容を「参考」で、下に2段追記してございます。75-1、75-2、これは今回新たに追記したい項目でございますが、入札制度及び参加資格におきまして、働き方改革の推進及び生産性向上へ

の取組を評価していくということで、これらの取組を通して、労働者の処遇改善を目指すというものでございます。

こちらは、仕分けでいうと○の「着手しているが更に検討を要する取組」になりますので、次ページで内容を説明いたします。

戻りまして、最後の項目、取組番号 83 番です。「建設工事、製造の請負、物件の買入れ及び『その他の契約』において、入札参加資格の審査項目で、県内事業者の次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の届出をし、育児・介護休暇の規定を設けることなどの多様な労働環境の整備への取組を評価する」というものです。こちらにも、入札参加資格におきまして、全て導入済みということで、□の「既に実施している取組」の仕分けとしたいというものでございます。5ページについては以上です。

続きまして、6ページをお願いいたします。こちらが、変更後に「着手しているが更に検討を要する取組」、○の整理となるものです。こちらの項目につきましては、今後も審議会に付していく内容になりますので、全ての項目を記載させていただきました。

一番上の取組番号 3 から 42 までは現行同様でございます。変更はございません。下の三つが今回変更及び追加となるものです。

取組番号で 61 番、「建設工事において、緊急時に迅速な対応が可能となる地域要件を設定する受注希望型競争入札を実施する」という内容のものでございます。これを、内容の変更で、「建設工事において、緊急時に迅速な対応が可能となる入札制度等を整理し運用する」という内容に変更したいという内容でございます。一昨年の千曲川の河川災害をはじめとしまして、近年災害が大規模化、頻発化しているという状況でございます。迅速な復旧と併せて、契約の透明性を求められる中で、災害の規模・状況等に応じて、受注希望型に限定しないで、随意契約等を含めた最適な契約をしていきたいということでの整理でございます。

現在、大規模災害時の運用ガイドラインというものを策定しまして、災害に対応しているということですが、また今後、内容に関して必要に応じて審議に付していきたいというものでございます。

続きまして、その下の 75-1 と 75-2、これは先ほど説明したものにございます。

まず、75-1 です。「建設工事において、働き方改革の推進及び生産性向上への取組を評価する総合評価落札方式を実施する」というものでございます。現状の総合評価の中で、まず、働き方改革につきましては、建設キャリアアップ、それから週休二日工事というものを加点評価するかたちで実施しております。また、生産性向上については、ICT の活用工事、この ICT 工事というのは、いわゆる情報通信技術を活用して、3次元データ等を用いた施工を行うものでございます。具体的にはドローン等を用いた測量日数の削減であるとか、マシンコントロール、重機の自動運転を用いた施工精度の確保等が当たります。こういったことで、ICT 技術を使うことで生産性の向上を図るというものでございます。これらの取組を、現在加点評価してございます。

それから、75-2 です。こちらは、入札参加資格の審査項目で、同じく「働き方改革の推進及び生産性向上への取組を評価する」というもので、こちらにつきましては、R4 の資格付与から、先ほどの建設キャリアアップシステム、それから賃金の支払いの形態が月給制の場合という業者に対して、これも新客観点数での加点評価をするということで計画して

ございます。

両者とも、今後その評価に追加・変更がある場合には、審議に付していきたいというものでございます。6ページは以上になります。

7ページをお願いいたします。こちらが変更後に△「今後、検討を進める取組」に仕分けるものです。

取組番号52番、建設工事において、国の「建設会社における災害時の事業継続力認定」を受けている事業者を評価する総合評価落札方式を実施するというもので、こちらが、今までの中で唯一手がついていなかった項目になります。理由としましては、この国の事業継続力認定の認定事業者がほとんどいなかったというような状況でございました。ただし、先ほどの千曲川河川災害等を契機に認定が増えてきて、R3の4月現在で、県内事業者が27者認定を受けてございます。

今後も増えてくるだろうという想定の中で、現在、県の総合評価におきましては、災害時の応急活動、それから災害時の緊急体制といったものに既に加点評価をしております。そこの整合等もございまして、既存の制度との整合を検討の上で、改めて審議に付したいと考えてございます。

以下、90～92番が今回の変更の趣旨として追加する項目になります。

90番は、「県の契約において、入札参加資格の審査項目で、長野県SDGs推進企業登録などの取組を評価する」ということで、これがSDGs推進に対する取組の追加になります。

この長野県の登録制度についての概要を、次ページに付させていただきました。8ページを御覧ください。制度の概要としましては、長野県では、総合5か年計画を策定しておりますが、その中でSDGsの理念を反映しているものでございます。令和元年度に「長野県SDGs推進企業登録制度」というものを創設しまして、現在登録企業を募集しているという状況でございます。

制度の概要ですが、②の登録要件を御覧ください。要件として二つございます。一つ目が、環境・社会・経済の各分野の取組を目標設定すること。要するに、最低三つ目標設定をするというものです。それから要件の2として、SDGsとひも付けた42の具体的な項目、国連のSDGsは169の項目があるのですが、その中で長野県として必要なものを42ピックアップしまして、その項目について企業等の取組を記載していただくということになります。この要件1、2を満たした場合に、この制度の登録となるということでございます。現在四半期ごとに登録を実施している状況です。

登録の状況は3になります。登録企業者数が、R3の4月末時点で、累計で796者ということ。うち建設業が219者ということで、県としましては、目標登録の企業者数を1,000者と掲げて、今進めているところでございます。

4の「入札参加資格への導入」です。この登録制度が、今四半期に1回ということで、この後のスケジュールですと、7月から9月が申請期間、10月末の登録、それから10月から12月の申請期間、1月末の登録、この2回の登録につきまして、4月からの建設・森林・物品調達、それぞれの入札参加資格の付与において、加点評価を実施していくということで、今進めております。

申し訳ございません、一つだけ訂正をお願いします。この森林整備の申請期間は、今、12月から2月になってはいますが、1月初旬から2月の半ばでございまして、お詫びして訂正

いたします。

戻っていただいて7ページをお願いします。引き続きまして91番です。こちらはエシカル消費推進に関する取組の追加でございます。「県の契約において、入札参加資格の審査項目で、エシカル宣言登録などの取組を評価する」ということで、前回審議をいただきました。その後、担当課等との調整の中で、このエシカル宣言登録が、昨年度の段階では制度化するというところで進んでいたのですが、その後の調整等で、現在未定という状況です。この制度名、枠組みも含めて現在検討中という状況の中で、県としては、エシカル消費の取組は進めてまいりたいと考えてございまして、この文言を「エシカル消費推進の取組」というものに変更したいという内容でございます。

ここで、エシカル消費の定義をもう一度、おさらいの意味も含めて説明させていただきます。エシカル消費とは、持続可能な社会の実現のため、人・社会・環境・地域等に配慮した消費行動を取ること。具体的には、未来・長期を見据えたエコ商品であったり、リサイクル商品、地域・世界のための地産地消であったり被災地産品を使うこと。それから、優しい社会を目指すためのユニバーサルデザイン、障害者支援等を行うことといったような、商品、それからサービスを消費行動として選択することが、このエシカル消費というものの意味・定義になります。

ということで、制度の枠組みが今後決まってきた段階で、参加資格への導入を検討してまいりたいということで、今回はエシカル消費推進の取組を評価するという内容でお願いしたいというところでございます。

なお、このエシカル消費の定義につきましては、審議会後、この資料をホームページに掲載するのですが、用語の解説ということで、先ほどの説明事項について資料に追記をさせていただきますと思います。

続きまして、92番です。こちらがゼロカーボン推進に関する取組の追加でございます。前回は、92番と93番で、温室効果ガスの排出縮減、それから再生可能エネルギーの利用と二つの項目で挙げさせていただきました。こちらにつきましても、その後の調整の中で、事業活動温暖化対策計画書制度というものを長野県として実施してございます。この制度の中で、温室効果ガスの排出縮減、再生可能エネルギーの利用の両方の評価が含まれるということでございますので、今回は、この二つの項目を一つにまとめさせていただきます、「事業活動温暖化対策計画書制度など」という言葉に変更したいという内容になります。

この制度の概要の資料を添付させていただきました。9ページをお願いします。長野県では、2050年度（令和32年度）までに、二酸化炭素排出量を実質ゼロとするという目標を掲げてございます。その中で、事業活動温暖化対策計画の提出というものをやっております、そこを通してエネルギーの効率的な使用や環境負荷を低減する事業活動の推進に取り組んでいるところでございます。

2の「制度の概要」です。①対象者として、今2種類に分かれています。まず、義務として提出していただいている方々、こちらが①原油換算エネルギー使用量、②その他ガスの排出量合計、③200台以上の自動車を使用、このいずれかが当てはまる事業者さんについては、義務ということで提出をいただいているというのが現状でございます。

この義務者以外に任意で提出していただいている場合がございます。上記の条件に該当しない者ということになります。この任意の事業者を増やしていくということが、長野県

の今後のゼロカーボン戦略の一つということになります。要件としましては、②③の記載になりますが、最大3か年の排出抑制に係る計画を策定すること。それから、計画期間中の取組実績等について毎年度報告書を作成することということでございます。

3の「現在の状況」でございます。現在第3次計画期間中で、これがR2～R4になります。提出事業者数が、義務者が今310、任意が1ということでございます。それと、建設業の事業者がゼロと認識しておったのですが、建設業は義務で1者でございます。任意のほうはゼロということになります。今後、任意提出事業者の拡大を図ってまいりたいということでございます。

4の「入札参加資格への導入」についてです。第4次計画がR5からスタートします。この提出事業者への導入につきまして、周知期間とか申請期間、確認方法等、関係課と調整を図る中で取りまとめてまいりたいという状況でございます。

取組方針の変更（案）についての説明は以上になります。御審議をお願いいたします。

○碓井会長

どうもありがとうございました。

私から1点だけ補足させていただきます。6ページのところで、取組番号61のところ、「緊急時に迅速な対応が可能となる入札制度」ということで、随意契約も可能になるようなことも含まれるという話がありました。これは、実は地方自治法の施行令167条の2の1項5号に、「緊急の必要により競争入札に付することができないとき」というのが含まれておりますので、随意契約によることができるというのは法令上問題がない。これだけは確認をさせていただきたいと思えます。

では、ただいまの御説明、あるいは資料につきまして、皆様から御質問や御意見がありましたらお願いいたします。

吉野委員、どうぞ。

○吉野委員

資料5ページの実施状況の取組番号75につきましては、先ほどの説明、それから前回の素案時点での説明事項で、令和元年度第2回契約審議会で報告をし、試行終了となっております。それで、□の「既に実施している取組」になったのだらうと思うのですけれども、この件は、この契約審議会が開始された時点から大変大きな課題となっております。確かに試行については実施済みとされるのは事実としましても、一件落着とされるのは、私は腑に落ちない気がいたします。

そういう意味で、既に実施している取組というよりは、例えば、変更後の○の「着手しているが更に検討を要する取組」ぐらいにさせていただいてはどうかという気がしておりますし、もしそれができなければ、先ほどお話がありましたけれども、やはりもっと深めていく必要があるのではないかと、私はそういう気がしておりますけれども、よろしゅうございますか。

以上でございます。

○碓井会長

事務局、お願いします。

○事務局

説明については委員のおっしゃるとおりでございます。この内容は、取組方針の中でも非常に重要なテーマであると考えています。試行する中で、労働賃金のみ制限がなかなか難しいというところで、75-1 と 75-2 にあるように、働き方改革の推進だとか生産性の向上というのを今後評価していく中で、労働者の処遇改善を目指すというふうに、審議会においても方向性を整理いただいたと理解しています。

○碓井会長

これは私の認識が正確にできていないと思いますが、長野県の条例は、ほかの県等の公契約条例と同様に、労働者の保護という側面が結構強くスタートしたところが多いわけです。吉野委員がおっしゃったのは多分そういうことで、そういう基本的なところのことと、ここに書いてあるそれぞれの取組内容というのは、いわば細分化したといえますか、その関係をどう見るか。

つまり、吉野委員が言われたように、取組方針全体を貫く、ずっと続けていかなければならないことになるのですね。それを私はすっかり忘れていたのですが、どういう構造になっているのでしょうか。事務局に御説明いただきたい。

なくすという、一番肝心なところを「さようなら」したように受け止められかねないということですね、吉野委員。

○事務局

今回 75 はなくすということではなくて、試行は終わったので、今度実施の段階で 75-1 と 75-2 を付すというのが提案の趣旨になります。決してなくすとかそういう意味合いではなくて、75 を元々目指していたもの自体に対しては、今後も実施していくと考えてございます。

○碓井会長

事務局はどんな対応を考えますか。今の御説明は分かりましたが、これは単に□に変えるというそれだけの提案ですね。

○事務局

そうです。試行の部分は□にさせていただいて、今後実施していく部分は○で今後もやっていくというのが私どもの考えでございます。

○碓井会長

これで問題はないように思いますが、要するに、最も基本的なスタート時点の事柄であったことは確かですね、条例を制定する際の動機として、制定趣旨としては。

湯本委員、その辺どうですか。御発言はありませんか。別に消えるわけではないですね。

○湯本委員

ただいまの碓井会長さんの確認で、委員の皆さん全体で確認できたのではないかと思います。

○碓井会長

いいですね。

ほかに何かありますでしょうか。

湯本委員、どうぞ。

○湯本委員

今の点に併せて、働き方改革推進という取組が記載されているのですが、非常にこの間、長野県は、大規模災害ですとか国土強靱化計画で、県の建設部の皆さんの大変な状況というのは、前回の審議会の中でも承知をしているところです。特に、今回国の過労死防止対策大綱の中に、納期に関わるところについて、これまでの商慣行の是正を見直すというようなことが進められていると聞いていますので、この大綱の動向を考慮するということが非常に大事だと思います。この無理な納期に対応することも併せて、この働き方改革の中で検討するべきではないかというのが1点目です。

もう一つ追加で、3ページの基本理念のところのSDGsやゼロカーボンというのは非常に重要だというのは認識しておりますが、実はもう一つ非常に重要だと思ったのが、男女共同参画のところです。本審議会は女性の委員の皆さんが過半ということで非常によろしいかと思うのですが、残念ながら、帝国データバンクの資料によりますと、長野県は47都道府県で女性の管理職比率が47番目、最下位でありまして、これも県が一定程度指導していく必要があるのではないかと思いますので、以上の意見についてよろしくお願ひします。

○碓井会長

今の湯本委員の御発言で、前のほうのことは75-1、75-2の具体的な実施の中で取り組んでほしいという御要望と受け止めていいですか。

○湯本委員

おっしゃるとおりです。

○碓井会長

事務局、今の湯本委員の御発言についてコメント等がありましたらお願いします。

○事務局

過労死防止大綱ですが、平成27年度に制定されまして、3年に1回見直しがされているということでございます。この過労死防止大綱を背景に、令和2年10月の改正建設業法で、著しく短い工期の禁止というものが規定されてございます。こちらは、長時間労働を

前提とした短い工期での工事は、事故の発生や手抜き工事にもつながる恐れがあるということから、著しく短い工期での請負契約を締結してはならないとされているところがございます。

県におきましても、県の発注工事は工期の設定方法の基準に基づき発注しております。

このような背景がありますので、この働き方改革の推進の中で必要な施策に取り込めるものは、今後検討してまいりたいと考えております。

○確井会長

もう一つのほうはいかがですか。

○事務局

非常に残念な結果ではございますが、長野県として共同参画に取り組んでいないということではなくて、経過を説明させていただきます。県では、平成14年度に長野県男女共同参画社会づくり条例というものを制定してございます。この条例に基づきまして、男女共同参画計画という計画を策定して、管理職に限らずあらゆる分野で女性が活躍できる社会の実現を目指してございます。この計画目標の一例として、県の審議会等委員に占める女性の割合を50%といったような目標がございます。当審議会においてもその点は達成しているところがございます。

なお、契約制度におきましては、入札参加資格で加点をすることでこういった取組を支援してございます。例を申し上げますと、建設工事で主任技術者となる資格を有する女性技術者の社員雇用、物品調達だと、女性活躍推進法、行動計画を策定している業者。それから、工事・物品において、次世代育成法、行動計画を策定している者、社員の子育て応援宣言の登録をしている者、職場いきいきアドバンスカンパニーの認証をしている者、育児・介護休暇の取得実績等々、現状で入札参加資格において、加点評価をしているところがございます。

この男女共同参画については、このR3年度から第5期に入るとお聞きしました。現在策定中で、もうすぐ策定ということでございます。また、策定された計画目標等に対しまして、契約制度の中で支援できる項目があれば、担当課と連携をして、今後も女性が能力を開発できる環境づくりを進めたいというふうに考えております。

○確井会長

湯本委員、よろしいですか。

○湯本委員

昨年度も全国最下位だったのですが、やはりもう一歩二歩てこ入れする必要があるのではないかと思いますので、引き続きの御検討をお願いしたいと思います。

○確井会長

吉野委員、どうぞ。

○吉野委員

(Web が) 切れてしまったので、すみません。取組番号 75 に関しまして今後とも続けていただきたいということですので、よろしくお願いします。

○碓井会長

これは先ほども説明しましたが、75 は消えるわけではなくて、試行が終わったというだけで、○を□にしたという趣旨のようです。今日の資料でいけば 3 ページの基本理念 4 の①に、まさに「県の契約の履行に係る業務に従事する労働者の賃金が適正な水準にあることなどの労働環境が整備されていること」と掲げられておりまして、これはもう基本理念として、条例に従って推進していくことであることは疑いのないところだと私は理解しておりますが、よろしいでしょうか。

○吉野委員

分かりました。よろしくお願いいたします。

○碓井会長

では、堀越委員。

○堀越委員

前回審議会を欠席してしまっていますので、私のほうで誤解があるかもしれないのですが、お願いいたします。「今後、検討を進める取組」の中で、様々な取組を評価対象とするのはいいとは思いますが、今日いただきました資料の 9 ページの項目について、いわゆる事業活動温暖化対策計画書の提出というものが義務づけられているわけですね。これを、対象とすることの目的に、任意提出事業者の拡大を図るとあるのですが、そのためにこれを取組項目として入れていくのがどうなのかと、私個人としては思っております。

というのは、義務がある人でこうした計画を提出しない人については罰則規定があると思うのですが、任意の人でも、現在事業者数 1 名が提出されておりますけれども、この任意については、ISO とか、エコアクションで賄える部分ではないかと思えます。

そうした意味で、非常にどんどん負荷がかかっていくようなところに行くような気がするのですが、その辺はいかがでしょうか。

○碓井委員

事務局、お願いします。

○事務局

先ほど、義務なのに提出しないものに罰則があるかということですが、罰則はないということでございます。こちらについては、県全外で 2050 年度ゼロカーボンというものを目指して進めていく中で、そこに取り組む事業者さんに対して動機づけというか、インセンティブを与えたいということで、参加資格での加点評価、これも強制ではなくて、あくまでやってきた方への加点ということで、支援をしたいというかたちでやってございます。

確かにいろいろ加点していくような評価内容がほかにもいろいろある中で、負担になるという部分もあるのかもしれませんが、このゼロカーボンに対して取り組む業者さんを少しでも評価していきたいということでの今回の取組方針への追加と考えております。

○碓井会長

堀越委員、いかがですか。

○堀越委員

そういう趣旨も分かるのですけれども、この対策計画を提出することだけがゼロカーボンにつながるわけではないですね。ここにあるように、私が引っかかるのは、任意提出事業者の拡大を図るというところですよ。目的がそれになっているのかと。だけれども、それに当たる方はインセンティブを与えるというような、ちょっと方向性が違うのではないかなという気がするのですけれども、いかがでしょうか。目的がすり替わっているような気がするのですが。

○事務局

目的は、あくまで、長野県のゼロカーボンの目標を達成するためにこの任意提出事業者を拡大していくということでやっております。参加資格としては、動機づけです。インセンティブのために加点していくという位置づけでございます。

○堀越委員

また、私のほうで検討してみます。ありがとうございました。

○碓井会長

それでは、いろいろ御意見もいただきましたけれども、この件については、具体的な実施のところに織り込むという箇所もありましたけれども、変更につきまして、よろしいということで御了解いただけますでしょうか。

どうもありがとうございました。

< 休憩 >

ウ 令和4・5・6年度 製造の請負等3契約、建設工事、森林整備事業の入札参加資格

(ア) 製造の請負、物件の買入れ、その他の契約の入札参加資格申請における審査項目の見直し

(イ) 建設工事等の入札参加資格申請における審査項目の見直し

(ウ) 森林整備業務の入札参加資格申請における審査項目の見直し

○碓井会長

皆様そろいですので、再開いたします。次に、審議事項のウ「令和4・5・6年度 製造の請負等3契約、建設工事、森林整備事業の入札参加資格」につきまして、事務局から

御説明をお願いします。

○事務局

入札参加資格の御説明をさせていただきます。

前回2月の審議会に案として提案したものについて、意見聴取を経た最終的な案で、それぞれの参加資格ごとに御説明させていただきます。

まず、製造の請負、物件の買入れ、その他の契約の入札参加資格申請について、資料の10ページになります。1の資格付与期間ですが、2年を3年に変更し、1年ごとに付与した等級を見直す再審査を実施します。定期審査に間に合わない場合には、今までどおり随時申請を受け付けます。

次に経営に関する項目の変更ですが、資本金の額を純資産額で確認することとし、決算書類については過去2か年から選択制とします。これは、建設工事や国等の参加資格では、既に決算書の選択制や純資産額での評価を行っており、製造の請負等の参加資格でも、今回変更をすることとしたものです。

続きまして11ページですが、県内本店業者への加点項目である信州企業評価項目に、先ほども説明のありましたSDGsを追加し、2点を付加することとします。

2ですが、意見聴取としてパブリックコメントを行いました。意見はありませんでしたので、2月審議会で提案させていただきました案のとおり見直しを行ったところです。

今後のスケジュールについては3のとおりです。

説明は以上になります。よろしくをお願いします。

○事務局

令和4・5・6年度の建設工事等の入札参加資格申請における審査項目等の見直しについて御説明いたします。それでは、資料の12ページ、資料4を御覧ください。

「建設工事等の入札参加資格申請における審査項目等の見直しについて」でございます。前回行われた審議会において、1の資格付与期間の変更、2の建設工事における新客観点数の加点項目の内容変更について御審議いただきまして、前回の審議会後にパブリックコメントを行いました。

パブリックコメントの結果でございますけれども、3に書いてあるとおりでございます。特に寄せられた意見というものはございませんでした。今後、この資料に従い進めていくわけでございますけれども、1の資格付与期間の変更ですが、定期審査が令和4年5月1日から令和7年4月30日の3年間となります。この定期審査で、資格総合点数のバランスを見ながら、業者のランク分けを行ってまいります。その後、年度ごと追加審査と中間審査を行ってまいります。

先ほど製造の請負等の入札参加資格申請で説明のありました、新規申請者を受け付ける随時審査という部分は、建設業等では追加審査と中間審査で行います。表のとおり令和4年度は定期審査を行いまして、9月に追加審査で新規申請者を受け付けます。令和5年、6年は、中間審査と追加審査で新規申請者を受け付けるかたちになります。再審査に当たる部分は、建設工事では中間審査で再審査というものを行ってまいります。

2の建設工事における新客観点数の加点項目の内容変更ですが、前回の審議会から変更

事項がございます。①の持続可能な開発目標、長野県 SDGs 推進企業登録制度です。こちらは登録企業者数を増やしたい観点から、10月1日が審査基準日でしたが、こちらを入札参加資格を申請する申請日へ変更したいというかたちでございます。

若干説明させていただきますと、資料8ページ、先ほど取組方針のほうで説明した資料ですが、一番下の部分、登録制度と書いてあるのがSDGsの登録で、7、8、9月の申請期間で、10月末日に登録認証になります。次の申請期間が10、11、12月で1月末日に登録申請になるというかたちになります。

建設工事の入札参加資格申請の受付が1月中旬から2月中旬に当たるということで、よりこの制度を浸透させるという観点から、この入札参加資格申請日に登録認証を持って業者を認めていきたいと考えているところでございます。

資料13ページをお願いいたします。この資料は、新客観項目の項目分け、新旧対照の一覧表でございます。網掛けで赤字で書いてある部分は見直し部分でございます。前回の審議会の中で、入札参加資格の書類はどの程度あるのかという御質問をいただきまして、明確に回答ができておりませんでしたのでこの場で簡単に説明させていただきますと、新客観点数はここに記載にとおりとなりまして、全部整えますと、確認書類は21項目に及びます。これ以外に必要な建設業許可の写しなど、資格要件確認書類が14項目に及びまして、書類の厚さでいきますと、厚いもので1センチから2センチ程度の申請書類になります。

説明は以上です。よろしくをお願いいたします。

○事務局

引き続きまして、14ページ、資料5「森林整備業務の入札参加資格申請における審査項目等の見直し」について、御説明いたします。

前回2月の審議会におきまして、1の(1)「資格付与期間の変更」、1の(2)「新客観事項に追加」について御審議いただきました。

2の入札参加資格見直しに係る意見聴取結果ですが、審議会後に、林業事業者等の代表団体である長野県森林組合連合会及び長野県木材協同組合連合会に意見聴取をしたところ、いずれも異議はありませんでした。

そのほか、森林整備入札参加資格者の約7割を占める建設業者の意見については、建設部のパブリックコメントを参考とさせていただきましたが、特段意見はなかったところでございます。

(2)の「新客観事項の追加」についてですが、前回の審議会から変更事項がございます。15ページを御覧ください。先ほどの建設工事の説明にもありましたが、SDGs登録事業者について、審査基準日を申請日へ変更して、より登録業者数を増やしたいとしたものです。

説明は以上になります。よろしく申し上げます。

○碓井会長

どうもありがとうございました。

契約の種類によって多少言葉が違うところはあると思いますが、内容的には共通のところはほ

とんどでございますので、ただいまの御説明、あるいは資料につきまして、御質問や御意見のある方は御発言をお願いいたします。

どうぞ。

○木下委員

1点事務局に質問ですが、入札参加資格申請の書類というのは、今御説明いただいたとおり大変膨大なものがあるのですが、将来的に、近い将来ですけれども、電子申請に移行するという計画をお持ちでしょうか。

○碓井会長

事務局、どうぞ。

○事務局

現在、入札参加資格申請のシステム自体がだいぶ古くなっている部分もありまして、令和6年度の次の定期審査に向けて、大掛かりな改修をしていきたいとは考えております。

それに先立ちまして、今年度の申請におきまして可能かどうかは検討していくのですが、押印省略の上、電子上での申請を検討していきたいと考えてございます。

○木下委員

分かりました。結構です。

○碓井会長

ほかに。堀越委員どうぞ。

○堀越委員

10 ページの件ですが、調査項目の資本金の額を純資産の額に変更したということで、その配点が資本金と同じ3～15の5段階となっています。これは、参考までに教えていただきたいのですが、資本金から純資産に変更することによって、どのようなプラスの影響が出ているのか、あるいはマイナスでもいいのですけれども、それを教えていただきたいのですが。

○碓井会長

事務局、お願いします。

○事務局

製造の請負等の参加資格についてですが、資本金というのが、今あまり企業の実態を表しているものではないということで、今回純資産に変更というかたちで見直しをしています。これにより、より経営の規模を適切に把握できるのではないかと考えております。

○堀越委員

自己資本比率ではなくて、純資産にした理由というのは。

○事務局

分かりやすく審査しようというところもありまして、自己資本比率になりますと、複数の項目の確認が必要となりますが、純資産であれば、決算書の中で明確になっておりますので、申請者の方もこちら、分かりやすくということで整理しております。

○堀越委員

自己資本比率です。でも、結構です。分かりました。

○碓井会長

これは、資本金よりは、その会社の純資産のほうが実態を表しているよろしいと、趣旨はそういうことですね。

○事務局

そうですね。資本金よりも純資産のほうが、今の実態を表しているということで判断しております。

○碓井会長

確かにそうかもしれません。資本金がどれだけ強い意味があるか、有意な意味があるか。どうぞ、ほかに。奥原委員。

○奥原委員

先ほどのところに戻って申し訳ないのですが、新客観点数に追加する取組内容で、新たな視点に基づく項目を追加というところで、12 ページ、入札参加資格の審査項目の追加で、92 で事業活動温暖化対策計画書制度への取組を評価するというところで、堀越委員も御発言されていましたが、経営事項審査の評価値の 25%が上限なわけですけれども、新客観点数の加算内容の項目が、本来の工事においてよりよい管理の下で安全に施工して、よりよい成果物を適正な利潤を確保しながら適正に納めるという目的に沿うように、工事成績だとか技術力の面を重視して見ていただきまして、それに付随して環境対策をというイメージで比較したときに、工事技術力のほうに重きを置いていただき、現場を技術で支えています中小企業の方の評価をどう上げていくかということに重きを置いていただければありがたいと思います。

○碓井会長

事務局、いかがですか。

○事務局

現状では工事成績、技術力というかたちで見っていますが、今後そのような部分で、工事

成績等で反映されるものは次期に向けて検討しまして、技術力で上乗せできるようなものがございましたら、また加点項目に加えていくように検討していきたいと思っております。

○奥原委員

お願いいたします。

○碓井会長

ほかに。秋葉委員。

○秋葉委員

秋葉でございます。事務局からSDGsをしっかりと位置づけていただけることになり、そのことに関しては非常に喜んでおります。一つ、さらに前向きの確認といたしますか意見にもなるのですが、先ほど、まさに女性の経営者の比率が非常に低いと、湯本委員からも御指摘があったところと絡むのですが、今回とりわけ、例えば製造の請負もそうですし、建設もそうですが、特に女性役員の比率云々というのは、直下に目の前で項目としては挙がっておりませんが、個々の項目の裏側のどこかに、そういったことが入ってきているのでしょうかというお尋ねが一つです。

もう一つは意見になるのですが、結局こういう今回の公契約の審査基準というのは、県内の企業をよりよい方向に誘導するすごく大きなインセンティブだと思っているのですね。そのように考えたときに、やはり若者がより長野県内で働きたい、より長野県内に定着するような企業がたくさんあるという方向が望ましいと思っております。

ですので、県内の企業全てが公契約に関わるわけではないにしても、今回の加点とか配点というところに、さらに多様性を取り込むという大きな方向をちゃんと位置づけるような加点の仕方、配点の仕方を、今はまだ足らずとも、近い将来そういうふうに移していただきたいと強く思っております。

一つが質問で一つが意見になってしまいますが、事務局から返答いただければありがたいです。

○碓井会長

それでは、事務局お願いします。

○事務局

13 ページに、建設で行っています新客観点数の加点内容が書いてございます。女性の活躍する部分につきましては、女性の主任技術者となる資格を有する者に5点とか、基準日において従業員100人以下の企業の次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定、かつ育児・介護休業法に規定する休業制度を就業規則に規定するですとか。あと、職場いきいきアドバンスカンパニー等が規定されているのですが、御質問のとおり、管理職に対してのというものは加点項目になってございませんので、その辺は宿題として、次の審査のときには検討を加えていきたいと思っております。

○碓井会長

契約・検査課からコメントはありますか。

○事務局

製造の請負等の参加資格になりますけれども、11 ページの表のとおりになっているのですが、労働環境のところ、女性活躍推進法行動計画、また、若者に対しては次世代育成支援法の行動計画などを添付書類として確認させていただいて加点をしているという状況になっております。

また、管理職とかその他多様なかたちにつきましては、また、何か確認ができるようなものがあれば、検討していきたいと思っております。

○碓井会長

秋葉委員、よろしいですか。

○秋葉委員

ぜひ前向きに捉えていただきたいと強く思います。私ども大学において学生を聞きますと、やはり新しい働き方を意欲的にしたいと思っている若者はたくさんいるのです。そういう若者をちゃんと捉えられる県内企業にするかどうかというのはとても大きなことだと思います。

そういう意味で、労働者としての女性が増えるというのは言うまでもなく当然のことですが、役員レベルできちんと多様性があると、女性と言うより多様性があるということが極めて重要だという認識を共有していただきたいなと思います。

ありがとうございます。ぜひ引き続きよろしく願いいたします。

○碓井会長

では、大丈夫ですね。

それでは、三つの資料に基づきまして御説明をいただきましたけれども、これでよろしいということにさせていただいてよろしゅうございますか。

それでは、そのように扱わせていただきます。どうもありがとうございました。

(2) 報告事項

ア 会計局調査（公正入札調査委員会）の結果

○碓井会長

続きまして、(2) 報告事項のア「会計局調査（公正入札調査委員会）の結果」につきまして、事務局から御報告をお願いいたします。

○事務局

16 ページ、資料の 6 を御覧いただきたいと思います。「会計局調査（公正入札調査委員

会)の結果」について、説明させていただきます。

1、2は、この調査委員会の概要を説明させていただいております。1の(1)で談合情報に関する対応ということで、平成15年より、「建設工事等談合情報対応マニュアル」を作成いたしまして、(3)の平成28年度に改定いたしまして、「長野県談合情報対応要領」として実施しております。

2の会計局調査につきましては、詳しくは資料を御覧いただきたいと思いますけれども、このような内容に基づきまして、調査を行っております。

3の令和3年度における会計局調査の結果でございます。令和3年4月20日に実施をいたしております。発注機関名は北信建設事務所、業種は土木一式工事、調査概要といたしまして、入札経過書の分析、入札時の提出書類の分析、入札参加者への聴取を行いました。調査結果でございますけれども、入札談合を疑う事実は確認できなかったということで、結果としてまとめております。

説明は以上でございます。

○碓井会長

どうもありがとうございました。

ただいまの御説明について、御質問や御意見等がありましたらお願いいたします。

どこでも公正入札についての調査委員会は設置されているようなのですが、私が前から思っている疑問は、ときより官製談合みたいなものがありますね。そういうものを前にするときに、会計管理者には大変申し訳ないのですが、こういうものが本当に機能しているのかどうかという疑問を持つのですが、この辺は、中寫委員あたりに御発言をいただくといいかもしれません。どうですか、私の疑問は全く取り柄もない疑問でしょうか。

○中寫委員

いえいえ、そういうのはあると思いますけれども、県でも内部通報の制度なども整備されていますか。私も県の組織全体を把握しているわけではないのですが、そういうようなところで是正することを期待するかというところですかね。

○碓井会長

長期的な課題かもしれませんけれども。

公益通報は、長野県は持っているんですか。

○事務局

ありますので、そういうようなことでも情報が分かるかと思います。

○碓井会長

ややもすると、いろいろな不祥事を見ると、こういう事柄というのは、残念ながら隠すほうに働くこともあり得るんですね。国のいろいろな部局を見ていると。これは、今どうこうという問題ではないのですが、私たちが心しなければいけないことだと思います。どうもありがとうございます。

これは、どなたからも特に御意見はなしということで、報告事項ですから、承ったということにさせていただきたいと思います。

○事務局

ありがとうございました。

イ 説明請求審査部会の審査結果

○碓井会長

次に、イの「説明請求審査部会の審議結果」についての御報告を事務局からお願いいたします。

○事務局

それでは、「説明請求審査部会の審議結果」について報告いたします。17 ページの資料7を御覧ください。

入札手続に関する再苦情申立て1件について、知事から諮問を受けましたので、説明請求審査部会を開催し、審議しました。

まず、1の説明請求審査部会の開催内容につきまして、開催日時は令和3年1月25日、時間は午後2時から3時30分まで行いました。審議事項は、除雪業務に係る入札手続に関する再苦情申立てです。審議内容は、再苦情申立者及び発注者からの事情聴取並びに答申の審議です。発注機関の地域は長野地域、事業担当部は建設部です。再苦情申立ての要旨は、再苦情申立者への落札決定が取り消されたことに対する具体的な理由の説明でした。

次に、2の審議結果につきまして、審議会規則第5条第6項及び平成26年度第1回契約審議会の議決により、部会の決議をもって審議会の決議としておりますので、部会にて決議しました審議結果を、審議会の決議として知事に答申させていただきました。答申日は、令和3年2月5日です。

答申の概要ですが、御覧のとおり、事情聴取により落札決定の取消しは、積算の誤りによるものとする具体的な理由が説明され、当事者間での一定の理解が図られたとしております。

なお、当該誤りは発注者の人為的な誤りによるものであり、落札決定の取消しという重大な事案に至ったことから、発注者に対して、今後の入札事務に当たっては同様の誤りが発生しないよう、複数人による確認の徹底など、再発防止に努めるよう補足意見を付加しております。

また、資料にはございませんが、答申を受けた事業課から再苦情申立者に対して、答申内容、補足意見を踏まえ、再発防止に努める旨回答したところです。

以上で報告を終わります。

○碓井会長

どうもありがとうございました。

今、手帳を見てみますと、この答申日の2月5日というのは、前回の契約審議会が開かれた4日の翌日になるわけでございまして、皆様には大変遅れた報告と受け止められるかもしれませんが、日付の関係で、今回は御報告できなかったということで御了解をお願いしたいと思います。

何かこの御報告につきまして、御質問等ありましたらお願いいたします。

田村委員、どうぞ。

○田村委員

答申の概要のところ「重大な事案」となっていますので、さすがに懲戒処分ということはないと思うのですが、やはり当該職員なり課に対して何らかのきちんとした対応というのがやられていたと思うのですが、例えば、口頭による注意とか文書による注意とか、あるいは研修会の実施とか、具体的にそういうのがあったのかないのか教えていただけますでしょうか。

○碓井会長

事務局、お願いします。

○事務局

特に懲戒処分等を行ったと聞いておりません。ただ、今回人為的なミスによるところとありますので、発注機関で改めてダブルチェックを実施し、再発防止に努めるという改善策は聞いております。

○田村委員

意見なので、懲戒処分にはならないとは思いますが、訓告でも重いかもしれませんけれども、やはり他者に迷惑をかけたわけですから、私は少なくとも文書か口頭による注意というのがちゃんとあったということを知りたかったのですけれども、そういうものはなかったということですね。

○事務局

そうですね。そういったかたちは聞いておりません。

○田村委員

いずれにしても、内部のことじゃなくて他者に対して大きな迷惑、再苦情ということは2回あったということですね。苦情と再苦情ということですね。

○事務局

1つの事案に対しまして、同じ方から2回あったということです。

○田村委員

そういうふうには事業者に迷惑をかけたということからすると、それは金額の多寡にかか

ならず、もう少し重く受け止めていただきたいと思います。意見です。以上です。

○碓井会長

どうもありがとうございました。

ほかに何か御質問等ありますでしょうか。

大丈夫ですか。田村委員から御意見がありましたけれども、これも、一応契約審議会として報告を承ったということにさせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

○碓井会長

そうしますと、あらかじめ用意している審議事項と報告事項は以上で終わったということになりますが、ほかに何かありますでしょうか。

奥原委員。

○奥原委員

今回の審議事項についてということでないかもしれませんが、入札公告してくださるときに、入札の公示価格について計画のときですけれども、現在のコロナ禍で、価格ですとか工期の計画をしてくださるときに、建設資材の調達不足と言われますけれども、そんなことがあったり、資材の急激な高騰があったり、インフラ整備に伴う産業廃棄物の処理について、長野県は広いですので、各方面でそれぞれ価格が随分異なる場合がありますので、公告してくださる際に十分考慮して公告してくださることをお願いしたいと思います。

○碓井会長

御要望ということですが、事務局から何か御発言がありますでしょうか。

○事務局

御意見として承りました。ありがとうございました。

○碓井会長

ほかに何か御発言はありますでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、以上をもちまして、予定していた議事は全て終了いたしました。円滑な議事進行に御協力いただきまして、ありがとうございました。

次回はぜひ、まだ直接会ったことがない方が非常に多いわけですので、対面でこの契約審議会を開催したいものと念じております。どうぞ、お互いに気をつけるようにしたいと思います。

では、事務局よろしく申し上げます。

4 その他

○小野企画幹

どうもありがとうございました。

事務局から、次第に従いまして「その他」ですが、1点お知らせがございます。次回の第2回契約審議会の開催を9月上旬に予定させていただきたいと思っております。後刻担当から日程調整のお願いをしておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

こちらからの連絡事項は以上ですが、皆様方から何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

5 閉会

○小野企画幹

特に御意見等ございませんので、以上をもちまして、令和3年度第1回長野県契約審議会を閉会いたします。本日は、どうもありがとうございました。

(了)